

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

		担当課	産業人材室	検索番号	2-1
法令名	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	根拠条項	9-2		
許認可等	改善計画の認定の取消	(根拠規定) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第9条第2項 都道府県知事は、認定事業主が前条第1項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。			
(処分基準) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく認定事務実施要領第10条 (改善計画の認定の取消) 第10条 知事は、認定計画の実施に遅滞あると認められる場合には、認定事業主に対し、当該認定計画に従って円滑な実施が行われるよう指導するほか、必要に応じ、認定計画の変更を指導するものとする。 2 知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じ、当該認定計画に従って改善措置が講じられる見込みがなくなったと認められる場合、又は、当該認定計画が法令及び第5条の認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、当該認定を取り消すことが出来る。ただし、事前に事業主の意見を十分に聴き処理するものとする。 3 第4条第1項の規定は、改善計画の認定を取り消す場合について準用する。なお、この場合、当該事業主に通知するときは、様式第5号「改善計画認定取消通知書」によるものとし、第4条第2項の規定を準用する。					
(その他) 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく認定事務実施要領第4条 (改善計画の認定) 第4条 知事は、事業主から「改善計画認定申請書」の提出を受けたときは、迅速に当該計画が法令及び第5条の認定基準に照らして、適切であるか否かを審査し、適切であると判断されるものについて認定するものとする。					
介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく認定事務実施要領第5条 (改善計画の認定基準) 第5条 改善計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。 (1) 改善計画が、当該事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであること。 具体的には ア 改善措置の内容が、雇用管理の改善のために必要かつ十分なものであること。					

- イ 改善措置の規模が、当該事業主が雇用する介護労働者の数に照らして適切なものであること。
 - ウ 改善措置の内容が、法令に違反するものでないこと。
 - エ 改善措置の内容が、介護雇用管理改善等計画の内容と矛盾するものでないこと。
- (2) 当該事業主が改善計画を達成する見込みが確実であり、その内容が具体的かつ明確なものとなっていること。